

学校いじめ防止基本方針

平塚市立浜岳中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、本校のいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針とする。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」

（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等のための対策を行う。また、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。さらに、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うこととする。

（同法 第三条）

（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

（同法 第四条）

（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

（同法 第八条）

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされている必要がある。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも 3 か月継続していることを目安とする。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組むこととする。

ア いじめについての共通理解と学校体制の確立

いじめの特質等について、年複数回の校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、すべての生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、必要な指導を組織的に行うことを推進する。

イ 生徒との信頼関係の確立

職員が生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がける。

ウ わかりやすい授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていく。

エ 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

生徒会によるいじめ防止キャンペーンや相談箱の設置など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを支援する。このような活動を通して、学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進する。

オ 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努め、家庭や地域との連携を図る。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努める。

ア 日常的な生徒とのかかわりによるいじめの把握

生徒と関わる時間を増やすことにより、小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、日常的なかかわりの中で生徒理解を深めることにより、生徒との信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係をつくる。

イ 教育相談アンケートによるいじめの把握

7月・10月・3月の三者面談の前に教育相談アンケートを実施することにより、教職員がいじめに関しての実態把握に努めるとともに、必要に応じて生徒・保護者と相談等を行う。

ウ いじめのアンケート調査による把握

生活向上週間に合わせてアンケート調査を実施し、生徒の状況の客観的な把握に努める。なおアンケートは当該生徒が卒業するまで保存する。

エ 家庭との協力関係の構築

面談や懇談会、家庭訪問等を通して、生徒の状況について保護者との情報共有に努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有する。

なお、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

また、指導・支援等について次のことに留意し、いじめの解消に向けた適切な対応が行われるようにする。

- ア いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもある。
- イ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ウ いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行なった背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努めるなど、いじめた生徒の健全な人格の発達を促す。
- エ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- オ 学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行う。
- カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、平塚警察署と相談して、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、原則として学校長が判断し、平塚警察署に対応を依頼する場合もある。
- キ 出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

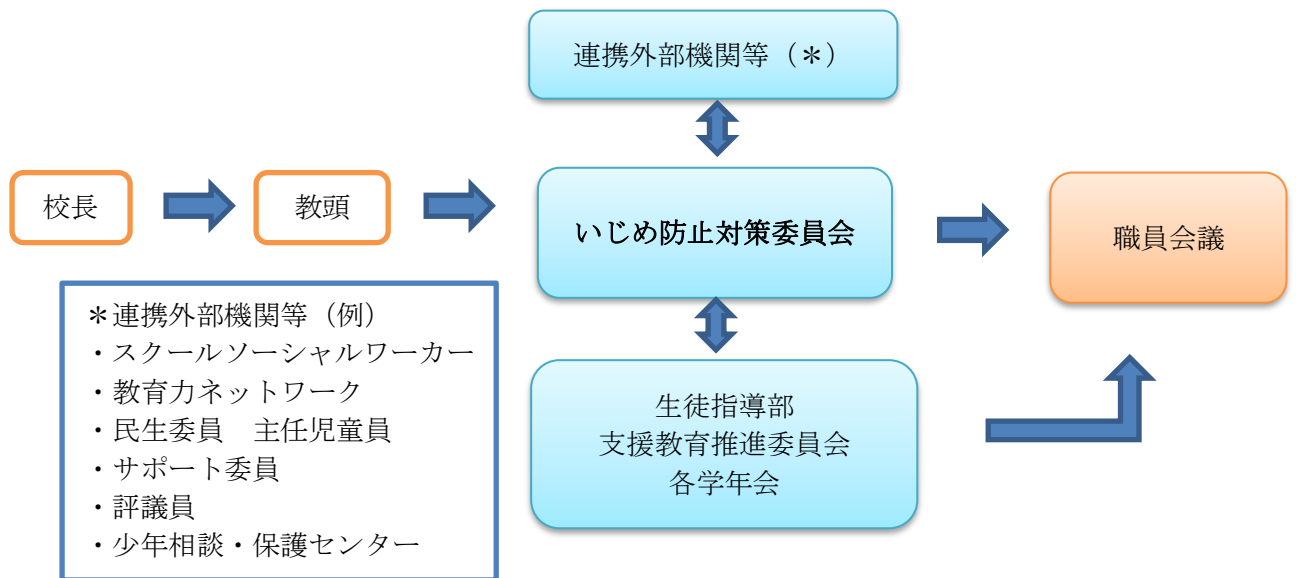
インターネットを通じてのいじめを防止するため、中学校在学中の SNS 等のコミュニケーションアプリや掲示板の使用については、正しい使い方ができるよう生徒及び保護者に対し、情報モラル研修会等必要な啓発活動を実施する。また、いじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートにインターネットを通じて行われるいじめに関する質問項目を設ける。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題に取り組むための校内組織（以下「いじめ防止対策委員会」という）」を設置し、支援会議と併せて年間7回開催する。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、本会議を緊急に開催する。

(1) いじめ防止対策委員会の構成

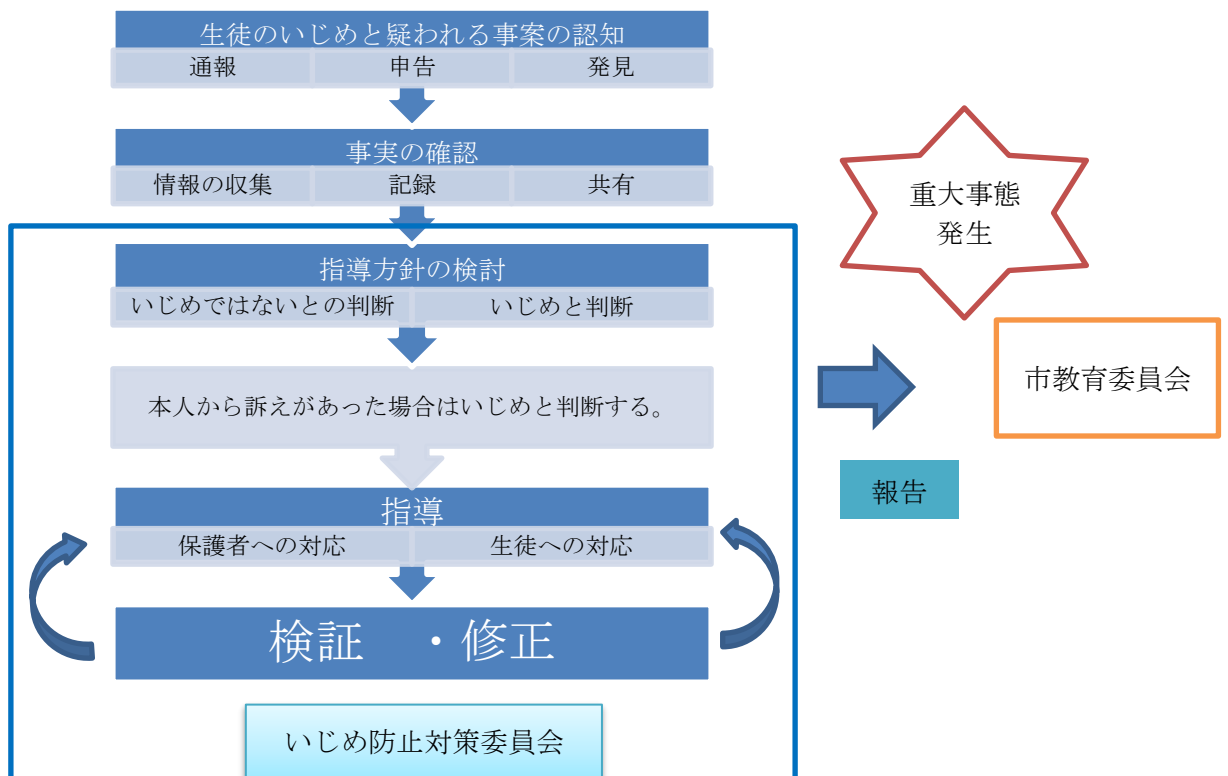
校長 教頭 教務 生徒指導担当 各学年主任 スクールカウンセラー 教育相談コーディネーターを構成員とするが、検討事項や事案内容に応じて、専門家その他の関係者を追加するなどして柔軟な対応ができるよう工夫し、校長が任命する。



（２）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの認知と情報収集
- ・いじめ事案への対応の検討、対応方針の決定
- ・いじめ事案あるいは重大事態等についての教育委員会への報告

（３）いじめ事案への対応フロー図



4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として次のように対応を行う。

ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に報告を行う。

イ 学校は、重大事態に係る調査を行うためにいじめ防止対策委員会が主体となり、緊急調査チームを設けるとともに事実関係を明確にする。

※緊急調査チームの構成メンバーは、管理職、生徒指導担当者、学年主任とする。

ウ 緊急調査チームはいじめ防止委員会及び教育委員会に対し、調査によって明らかになった事実関係を報告する。また、調査情報等は卒業後5年間保存する。

エ いじめ防止委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

オ 学校は、教育委員会と連携して、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

カ 調査結果については、市の基本方針に従って、公表する場合もある。

5 基本方針の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケート等を実施し、その結果を踏まえて取組みの検証を行うとともに改善を行っていくものとする。

6 いじめ防止指導等年間計画（予定）

月	取 組 内 容
4	・新入生に浜岳中学校いじめ防止等のための基本方針を配付 ・生徒及び保護者に浜岳中学校いじめ防止等のための基本方針を配付 ・浜岳中学校いじめ防止等のための基本方針についての職員研修
5	・いじめ防止対策委員会①
6	・いじめ防止対策委員会② ・いじめのアンケート調査①及び生活向上週間①の実施
7	・教育相談アンケート①及び三者面談の実施 ・いじめ防止対策委員会③
8	・職員研修として神奈川県児童・生徒の問題行動等調査結果の振返り
9	・いじめ防止対策委員会④
10	・教育相談アンケート②及び三者面談の実施 ・全校生徒による人権メッセージへの取組
11	・いじめ防止対策委員会⑤
12	・いじめのアンケート調査②（12月～1月）
1	・生活向上週間②の実施 ・いじめ防止対策委員会⑥
2	・職員研修として神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査結果の振返り
3	・教育相談アンケート③及び三者面談（1・2年生）の実施 ・いじめ防止対策委員会⑦